

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業及びこれに関連する事業に係る工事を施行するための措置について定めるものとする事。

(第一条関係)

第二 定義

- 一 この法律において「被災地方公共団体」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた県又は市町村をいうものとする事。
- 二 この法律において「被災県」とは、被災地方公共団体である県をいうものとする事。
- 三 この法律において「被災市町村」とは、被災地方公共団体である市町村をいうものとする事。
- 四 この法律において「災害復旧事業」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受

ける災害復旧事業をいうものとする。

(第二条関係)

第三 漁港漁場整備法の特例

一 農林水産大臣は、漁港管理者である被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら漁港施設であつて政令で定めるものの平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等漁港工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

二 被災市町村の属する県は、漁港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害

復旧等漁港工事を施行することができることとする。

三 農林水産大臣又は県は、一又は二の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、一又は二の被災県又は被災市町村に代わってその権限を行うものとす。

四 一の規定により農林水産大臣が施行する特定災害復旧等漁港工事に要する費用は、国の負担とするものとする。この場合において、一の被災県は、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等漁港工事を施行することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

五 二の規定により県が施行する特定災害復旧等漁港工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとする。この場合において、国は二の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等漁港工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が当該県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。

(第三条関係)

第四 砂防法の特例

一 国土交通大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県の知事に代わって自ら平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る砂防工事（以下「特定災害復旧等砂防工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

二 国土交通大臣は、一の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、一の被災県の知事に代わつてその権限を行うものとする。

三 一の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等砂防工事に要する費用は、国の負担とするも

のとする事。この場合において、一の被災県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする事。

四 第四に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長に委任することができる事とする事。
(第四条関係)

第五 港湾法の特例

一 国土交通大臣は、港湾管理者である被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら当該被災県が管理する港湾施設（港湾法の規定による管理の委託に係るものを除く。）の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る港湾工事（以下「特定災害復旧等港湾工事」という。）を施行することができる事とする事。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

二 一の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、国の負担とするものとする。この場合において、一の被災県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等港湾工事を施行することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。 (第五条関係)

第六 道路法の特例

一 国土交通大臣は、道路管理者である特定地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があるとき、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道、都道府県道又は市町村道の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

二 被災市町村の属する県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があるとき、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができることとする。

三 国土交通大臣又は県は、一又は二の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、一又は二の被災地方公共団体又は被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

四 一の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、国の負担とするものとする。この場合において、一の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災地方公共団体に交

付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

五 二の規定により県が施行する特定災害復旧等道路工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、二の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該被災市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。

六 第六に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長に委任することができることとする。

(第六条関係)

第七 海岸法の特例

一 主務大臣は、海岸管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら海

岸保全施設の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等海岸工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

二 被災市町村の属する県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができることとする。

三 主務大臣又は県の知事は、一又は二の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、一又は二の被災地方公共団体の長又は被災市町村の長に代わってその権限を行うものとする。

四 一の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事に要する費用は、国の負担とするものとする。この場合において、一の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災地方公共団体の長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

五 二の規定により県知事が施行する特定災害復旧等海岸工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、二の被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該被災市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。

六 第七に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局長に委任することができることとする。

(第七条関係)

第八 地すべり等防止法の特例

一 主務大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県の知事に代わって自ら平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る地すべり防止工事（以下「特定災害復旧等地すべり防止工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

二 主務大臣は、一の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、一の被災県の知事に代わつてその権限を行うものとする。

三 一の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とす

るものとする。この場合において、一の被災県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災県の知事が自ら当該特定災害復旧等地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

四 第八に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局長に委任することができることとする。

(第八条関係)

第九 下水道法の特例

一 被災市町村の属する県は、公共下水道管理者又は都市下水路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら当該被災市町村が管理する公共下水道又は都市下水路の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた災害復旧事業に係る工事（以下「特定災害復旧下水道工事」という。）を施行することができることとする。

二 被災市町村の属する県は、一の規定により特定災害復旧下水道工事を施行する場合には、政令

で定めるところにより、一の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

- 三 一の規定により県が施行する特定災害復旧下水道工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとする。この場合において、国は一の被災市町村が自ら当該特定災害復旧下水道工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が当該県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。

(第九条関係)

第十 河川法の特例

- 一 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等河川工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

二 被災市町村の属する県の知事は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川工事を施行することができることとする。

三 国土交通大臣又は県の知事は、一又は二の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、一又は二の被災地方公共団体の長又は被災市町村の長に代わってその権限を行うものとする。

四 一の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等河川工事に要する費用は、国の負担とするものとする。この場合において、一の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災地方公共団体の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国

が当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

五 二の規定により県知事が施行する特定災害復旧等河川工事については、当該県の費用をもってこれを施行するものとする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、二の被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該被災市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。

六 第十に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長に委任することができることとする。

(第十条関係)

第十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例

一 国土交通大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行

に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る急傾斜地崩壊防止工事（以下「特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事」という。）を施行することができることとする。

1 災害復旧事業

2 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

二 国土交通大臣は、一の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、一の被災県の知事に代わつてその権限を行うものとする。

三 一の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とするものとする。この場合において、一の被災県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

四 第十一に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を
地方整備局長に委任することができること。
(第十一条関係)

第十二 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとすること。

(第十二条関係)

第十三 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 地方自治法について、所要の規定の改正を行うこと。
(附則第二項関係)